

2. 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

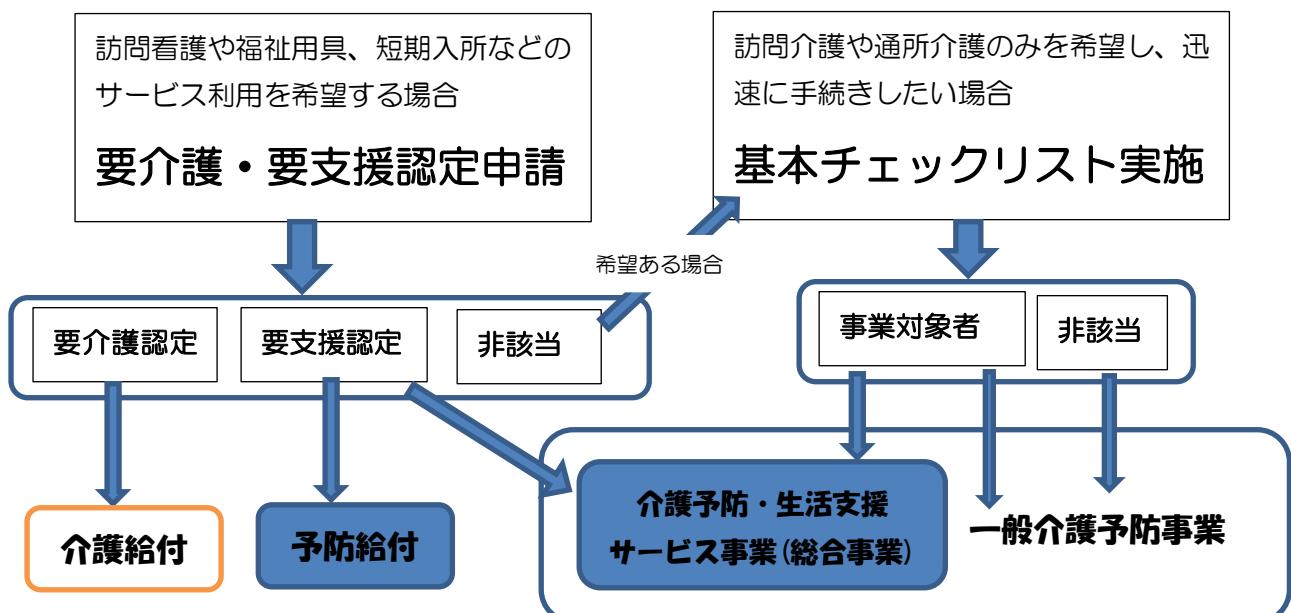
(1) 総合事業の構成

要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と住民主体の介護予防活動の育成や支援を行う「一般介護予防事業」の2つがあります。

	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
対象	① 要支援1・2と認定された方 ② 65才以上の方で「基本チェックリスト」に基づく判定の結果、生活機能の低下がみられる方(事業対象者)	65才以上のすべての高齢者(第1号被保険者)とその支援のための活動に関わる家族・支援者など ※事業によっては一部利用できないものもあります。
内容	○訪問型サービス ① 訪問介護(ホームヘルパー) ② 訪問型サービスC (短期集中型で自宅訪問による作業療法士等の運動機能向上のための指導) ○通所型サービス ① 通所介護(ディサービス) ② 通所型サービスB(よれちゃ家) ③ 通所型サービスC (短期集中型で通所事業所ほのかでの運動機能向上のための指導) ○その他の生活支援サービス (栄養改善を目的とした配食、見守りサービス)	○介護予防のための教室や講座 ① 介護予防研修会(年1回) ② 介護予防出前講話 ③ 筋トレ教室(はつらつ、ときめき、ゆったり、しなやかコース) ④ 楽らく貯筋塾 ○いきいき100歳体操 (実施町内会やグループ) ○みかわ自立体力検定(春・秋コース)

【介護保険(総合事業)の利用の流れ】

まずは地域包括支援センターに相談してください。ご本人様の状態や希望に応じたサービス等を提案します。



(2) 基本チェックリスト

25項目の身体状況等に関する調査です。地域包括支援センターにご相談いただいた際に実施します。訪問介護や通所介護のみ利用を希望する場合に実施する他、介護予防事業でのセルフチェックとして活用しています。

1	バスや電車で1人で外出していますか(自家用車、ハイヤー、タクシーも含む)
2	日用品の買い物をしていますか (同伴者の有無、交通手段は問わない)
3	預貯金の出し入れをしていますか (金融機関に出向いて行うこと)
4	友人の家を訪ねていますか (知人、親戚、隣人も含む)
5	家族や友人の相談にのっていますか (相談されることがなければ「いいえ」)
6	階段を手すりや壁をつたわらずに上っていますか (店など自宅以外を含む)
7	椅子に座った状態から何もつたわらずに昇っていますか (テーブルや家具などにつかまらない)
8	15分位続けて歩いていますか (杖やシルバーカーを利用してもよい)
9	この1年間に転んだことはありますか
10	転倒に対する不安は大きいですか
11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか
12	身長 cm 体重 kg
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
14	お茶や汁物がむせることがありますか(毎日ある人)
15	口の渇きが気になりますか (唾液の出が悪い感じがしますか)
16	週に1回以上は外出していますか (外出とは敷地外に出ること)
17	昨年に比べて外出の回数が減っていますか
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」など物忘れがあると言われますか
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
20	今日が何月何日かわからないことがありますか (カレンダー等を見てわかれば「いいえ」)
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなった
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる
24	(ここ2週間)自分が役にたつ人間だと思えない
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする

(3) 指定介護予防支援事業所

「要支援1」、「要支援2」の認定を受けた方、または「事業対象者」が介護予防サービスを受けるには、介護支援専門員の作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）が必要です。

◆指定介護予防支援事業

「要支援1」、「要支援2」と認定された方が、適切な介護予防サービスが利用できるように、介護支援専門員（ケアマネージャー）が本人・家族と相談しながら「介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成し、サービス利用の支援を行います。

費用は介護保険で負担するため個人負担はありませんが、地域包括支援センターとの契約が必要です。

事業所名	所在地	電話番号
三川町地域包括支援センター	三川町大字横山字西田85	35-7031

三川町では、下記の居宅介護支援事業所にケアプラン作成の委託をしています。

《委託先の居宅介護支援事業所》

事業所名	所在地	電話番号
居宅介護支援事業所なの花荘	三川町大字横山字堤189-2	66-4832
介護支援相談所ほのか	三川町大字押切新田字深田1	68-0025
愛陽会指定居宅介護支援事業所	三川町大字横山字堤39	68-0150
居宅介護支援センターにこ	三川町大字青山字外川原234-1	77-1020
ケアプランセンターひだまり	鶴岡市茅原字草見鶴21-1	22-6511
協立ケアプランセンターわかば	鶴岡市双葉町13-45	26-2550
協立ケアプランセンターふたば	鶴岡市双葉町13-45	28-1717
庄内たがわ農業協同組合居宅介護支援事業所	鶴岡市長沼字宮前23-1	33-8165
さくらホーム居宅介護支援事業所	酒田市若浜町6-25	0234- 25-6636
ライフケア黒森指定居宅介護支援事業所	酒田市黒森字葭葉山54-10	0234- 92-3414

✿介護サービス事業所などの情報を詳しく知りたい方✿

検索 介護サービス情報公開システム

介護事業所・生活関連情報検索 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

介護予防・日常生活総合事業 ~要介護にならないようにするために~

65歳以上の方で、「要支援1、2」「事業対象者」の方を対象に、生活機能の向上を図るために以下の事業を実施しています。

(4) 総合事業 通所介護 (デイサービス)

通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで提供します。

事業所名	所在地	電話番号
デイサービスセンターなの花荘	三川町大字横山字堤189-2	66-4832
デイサービス かがやき	三川町大字横山字袖東4-9	66-4770
デイサービス すずらん・ケア	鶴岡市柳田字田中30-1	24-9370
デイサービス えがお・デ・あいと	鶴岡市長沼字宮前23-1	64-3000
介護予防センターさくら広野	酒田市広野字末広102-1	0234-92-4531
指定通所デイホームのんき	三川町大字猪子字堀田 230-1	68-1750
ライフケア黒森指定通所介護事業所	酒田市黒森字葭葉山54-10	0234-25-4500

(5) 総合事業 通所型サービスB よれちゃ家 (住民主体の通いの場)

利用できる方	三川町在住の高齢者、事業対象者、要支援者等
内 容	にこにこメイトとサポーターが主体となって、レクリエーションや軽体操をとおして認知症やフレイル予防のための通いの場を実施し、高齢者の自立支援と支え合い活動を行います。
実施時期	4月～3月の期間内で計44回実施 ※対象者1人につき23回参加
実施場所	三川町社会福祉センター
参 加 費	お茶代として 200円 (別途、ものづくりなどの材料代)
窓 口	にこにこメイト、地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(6) 総合事業 通所サービスC (短期集中型)

利用できる方	「基本チェックリスト」該当者で足腰が弱くなったなどの運動機能の低下が心配される方
利 用 回 数 ・ 時 間 等	連続する3ヶ月間で毎週1回開催し、計12回参加。 【実施曜日】火曜日、【実施時間】10時～正午
内 容	介護予防指導員による運動器具などを使った軽度な足腰の筋力トレーニングなど。6人の小グループで実施
実 施 場 所	介護老人保健施設 ほのか
利 用 料	1回 500円
送 迎	実施施設の車で自宅まで送迎
窓 口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(7) 総合事業 訪問介護 (ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅に訪問し、介護予防を目的とした日常生活の介護や家事援助を提供します。

事業所名	所在地	電話番号
ホームヘルパーステーション なの花荘	三川町大字横山字城下228-9	33-8896
庄内たがわ農業協同組合	鶴岡市長沼字宮前23-1	64-3000
鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所	鶴岡市西新斎町14-26	64-0301
ホームヘルプサービスキャット	酒田市高砂3丁目8番35号	0234-35-1780

(8) 総合事業 訪問型サービスC (短期集中型)

利用できる方	「基本チェックリスト」該当者で足腰が弱くなったなどの運動機能の低下が心配される方
利用回数等	連続する3ヶ月間で毎週1回40分位 計12回
内容	作業療法士等による運動指導 (委託先 訪問リハビリテーションいでは)
実施場所	利用者の自宅
利用料	1回 500円
窓口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(9) 総合事業 その他の生活支援サービス

利用できる方	栄養改善を目的とした配食サービスの必要とする高齢者または見守りを含む配食が必要とする一人暮らし高齢者
訪問回数	毎日2回 (昼食、夕食)
内容	配食サービスと見守りや声掛け。必要に応じ安否確認
実施場所	利用者の自宅
利用料	弁当実費分 1食 500円
窓口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

3. 一般介護予防事業 ~いつまでも元気な高齢者でいるために~

(1) 介護予防研修会 (年1回開催)

内 容	健康で活動的な高齢期を送るための心構えや高齢者的心身状況の特徴などについて知識を深め運動機能向上や低栄養予防、認知症予防など生活実践できるよう介護予防に関する講座会などを開催します。 【例】介護予防体操、介護予防の講演など
利 用 料 金	無料
窓 口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(2) 介護予防出前講話 (随時)

内 容	介護予防をテーマに、老人クラブ等の組織団体やいきいき 100 歳体操の集まり等で地域包括支援センター職員等が出向き講話を実施します。
利 用 料 金	無料
窓 口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(3) みかわ自立体力検定 (R4年度から年2回開催)

内 容	介護予防イベントとして4種類の「自立体力」にまつわる体力テストを実施します。併せて介護予防に関するワンポイントや実技などのコーナーを設置し、介護予防や健康づくりに役立つ情報提供します。
利 用 料 金	500円 (※初めての方、年度内2回目の方300円)
窓 口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(4) いきいき100歳体操

内 容	・高齢者の通いの場として、介護予防に効果がある地域で気軽に行えるDVDを見ながら行う運動「いきいき100歳体操」を4人以上のグループで紹介し継続していくための支援を行います。 ・効果測定や介護予防ワンポイント、かみかみ体操の紹介など定期的にサポートします。 ・健康マイレージチャレンジ事業ポイントも1回参加で10ポイント(スタンプ1個)もらえます。
利 用 料 金	無料
申し込み要件	・自分たちで週1回以上集まれる4人以上のグループに支援します。 ・運動できる環境(椅子やおもり)、DVDの映像を映せる環境(プレーヤー、テレビ)は各自で準備をお願いします。 ・DVD(1枚)は無料でお渡しします。
窓 口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(5) 楽らく貯筋塾

利用できる方	・総合事業の訪問型サービスC、通所型サービスCを利用した方 ・運動器の機能が低下しているおそれがあるため、事業への参加が望ましいと判断される方
内 容	身体機能の維持と運動習慣を継続するため、楽しく運動できる機会を設けます。
実 施 時 期	1クール6回 6月～12月に2クール実施 13時半～15時 (原則第1、3水曜日)
実 施 場 所	三川町社会福祉センター
参 加 費	無料
窓 口	三川町社会福祉協議会 (TEL 66-4410)

(6) 筋力トレーニング教室

利用できる方	60歳以上で利用を希望する方
内 容	生活習慣病などの予防や運動習慣を身につけるため、体力や身体レベルに応じたコースで、無理なく楽しく筋力トレーニングができる教室を開催します。基本動作測定も実施し、筋トレの効果も実感できます。 ◆ゆったりコース ◆はつらつコース ◆ときめきコース ◆しなやかコース
参 加 費	2,000円(年会費)
窓 口	三川町社会福祉協議会 (TEL 66-4410)

(7) 認知症サポーター養成講座

内 容	認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を支える「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。認知症サポーターを一人でも多く増やし、地域における見守り体制の強化を図ります。 【講 座】「認知症を理解する」講義、ビデオ、寸劇 等(90分程度) 【講 師】認知症キャラバンメイト(にこにこメイト) 【開催方法】約10人以上のグループからの申し込みに応じて開催
費 用	無料 (会場使用料がある場合は、受講者側で負担願います。)
窓 口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(8) ①にこにこカフェ(認知症カフェ) ②にこにこ出前カフェ

利用できる方	三川町民
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 町民だけでなく町内の居宅介護予防支援事業所や介護サービス事業所、病院、その他関係機関などが参加し、認知症への理解を深めたり、閉じこもり予防のための情報交換や交流、相談できるカフェです。 町で開催するカフェ以外にも、希望があれば町内会に出向きます。
開 催 回 数	① にこにこカフェは月1回 ②希望町内会には1町内会年2回
個 人 負 担	200円(茶菓代)
窓 口	にこにこメイト、地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(9) 認知症地域支援推進員による相談・出張講話

内 容	地域や団体を対象に、町で委嘱している認知症地域支援推進員が、認知症について正しく理解していただくための講話を実施します。 また、社会福祉センターを会場に、認知症の方と家族のための相談とミーティングを定期的に実施します。
費 用	無料(会場使用料がある場合は、受講者側で負担願います。)
窓 口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

4. 要介護(要支援)高齢者・介護家族への支援

(1) 家族介護用品の支給

お む つ 支 給	
利用できる方	常時紙おむつが必要な要支援、要介護高齢者を介護している家庭
内 容	紙おむつ利用介護の必要な高齢者本人とその世帯家族の町民税課税状況によって、おむつ支給の限度額が違います。 <ul style="list-style-type: none">・本人、世帯家族ともに非課税・・・6,000円までの現物支給・本人は非課税で世帯家族は課税・・・5,000円までの現物支給・本人と世帯家族ともに課税・・・4,000円までの現物支給
支 給 方 法	必要な紙おむつを、町と契約した事業所が毎月上旬に自宅へ配達します。
利用者負担額	支給額の1割
窓 口	健康福祉課福祉介護支援係 (TEL 35-1737)

(2) にこにこ介護者ほっとカフェ

利用できる方	三川町に在住する在宅で介護している介護者
内 容	カフェを開設し、介護体験の語り合い、介護についての学習、介護者の健康相談など、情報交換をしたり、楽しく交流することで、介護者が心身ともにリフレッシュできる機会を提供します。
開 催 回 数	年2回
参 加 料	200円 (茶菓代)
窓 口	にこにこメイト、地域包括支援センター(TEL 35-7031)

(3) 介護人手当支給事業

利用できる方	居宅において、日常生活のすべてに介助を要する寝たきり高齢者や一定程度以上の認知症の高齢者などを6ヶ月以上介護している方
内 容	<ul style="list-style-type: none">・支給額 ・・・ 月額5,000円・支給月 ・・・ 4~9月分は10月、10~3月分は4月
窓 口	健康福祉課福祉介護支援係 (TEL 35-1737)

(4) 通院等支援サービス

利用できる方	一般の交通機関利用することが困難な方で、専用のタクシー（車いすやストレッチャー利用）を使って自宅から通院する方
内 容	専用の移送車両（車いすやストレッチャー）を使って自宅から通院した場合、自宅と医療機関を移動するための料金の一部を助成します。 ※特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム等に入所又は短期入所されている方や福祉タクシー券を支給されている方、また、医療機関を転院される場合は利用出来ません。
助 成 金 額	料金の8割
利 用 回 数	年24回(月2回)まで … 片道で1回の利用になります。
申 し 込 み 先	健康福祉課福祉介護支援係 (TEL 35-1737)

(5) 認知症等高齢者事前登録「無事お帰り」事業

利用できる方	認知症等により徘徊又は徘徊のおそれがある高齢者の方
内 容	認知症等による徘徊や道に迷って行方不明になった場合に備え、あらかじめ高齢者の情報等を登録し、行方不明時の早期発見につなげます。 (鶴岡警察署へ登録情報を提供し、共有します)
費 用	無料
申 し 込 み 先	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(6) 認知症等高齢者見守り支援事業 (認とも見守り訪問)

利用できる方	在宅で認知症等高齢者を介護している家庭
内 容	見守り支援員が自宅を訪問し、本人の見守りや話し相手になり介護者の負担を軽減する支援をします。
利 用 料 金	無料
窓 口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(7) 認知症初期集中支援チーム派遣

利用できる方	在宅の認知症あるいは疑いのある40歳以上の方で医療や介護サービスを受けていない方や家族が対応に苦慮している方
内 容	医師・看護師等の認知症についての専門職が自宅訪問し、アセスメント、受診や介護保険サービスの勧奨、対応の家族への助言指導等おおむね6ヶ月間にわたって家族支援を行います。
利 用 料 金	無料
窓 口	地域包括支援センター (TEL 35-7031)

(8) 認知症等高齢者位置情報システム事業

利用できる方	認知症等により徘徊又は徘徊のおそれがある高齢者の方
内 容	認知症等による徘徊や道に迷って行方不明になった場合に備え、位置情報システム機器（くつ、ペンダント等）の初期整備費（購入費、手数料）の一部を補助します。
助 成 費 額	10,000円（上限）
必 要 書 類	購入した領収書
申 し 込 み 先	地域包括支援センター（TEL 35-7031）

(9) 認知症高齢者見守りシール交付事業

利用できる方	認知症等により徘徊又は徘徊のおそれがある高齢者の方
内 容	認知症の高齢者等が行方不明になった時や警察に保護された際に、早期に身元がわかり親族や家族、支援者と連絡がとれる見守り二次元コードシール（対象者1人につき1回限り20枚）を交付します。
費 用	無料
申 し 込 み 先	地域包括支援センター（TEL 35-7031）

(10) ほっとオレンジ相談デー

内 容	認知症の方と家族のための相談会を実施します。町が委嘱している認知症地域支援推進員、保健師等の医療専門職が対応します。 日程は広報をご覧ください。 ※要予約
費 用	無料
窓 口	地域包括支援センター（TEL 35-7031）

5. ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯等への支援

(1) 配食サービス（ふれあい弁当）

利用できる方	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯
内 容	ボランティアによる手作り弁当を配達ボランティアが届け交流を図りながら心身の健康保持を支援し、利用者の安否確認を行います。
実 施 回 数	月2回（原則第2・第4水曜日）
利 用 料 金	1食 400円（弁当配達時に支払い）
窓 口	三川町社会福祉協議会（TEL 66-4410）

(2) 緊急通報システム

利用できる方	ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯など
内 容	緊急時に対応する機器を自宅に設置することにより、緊急時等に受信センターが対応し、安心した生活を送れるように支援します。
費 用	機材及び設置費は無料。機器の使用に係る電気料金は個人負担。
窓 口	健康福祉課福祉介護支援係（TEL 35-7030）

(3) 緊急連絡先カード作成

利用できる方	ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯等の支援の必要な方
内 容	ひとり暮らし高齢者、又は高齢者世帯の緊急連絡先を記載した掲示用カードを作成し、配布することで、有事の際の適切な対応につなげます。
窓 口	三川町社会福祉協議会（TEL 66-4410）

(4) 寝具洗濯乾燥等サービス

利用できる方	寝たきりなどで寝具の衛生管理が困難なひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯など
内 容	・寝具の洗濯・乾燥・消毒に要する費用の一部を助成します。 ・1回の実施で利用できる寝具の品目は、掛け布団・敷布団・毛布・マットレスの4点か、掛け布団・敷布団・毛布の3点です。 ・代替の寝具を有料でお貸し出来ますので、事前にご相談ください。
利 用 回 数	年2回まで
実 施 時 期	6月下旬、11月下旬
費 用	（4点の場合）1,630円、（3点の場合）1,090円、 代替寝具970円
申 し 込 み 先	健康福祉課福祉介護支援係（TEL 35-7030）

(5) ひとり暮らし高齢者無料入浴利用券交付事業

利用できる方	本町の住民基本台帳に登録されており、かつ、町内に在宅する満65歳以上の一人暮らし高齢者
内 容	対象者が町に申請することにより、田代の無料入浴券を交付します。年度途中での申請も可能ですが、その際は、翌年3月までの残期間により利用回数を決定します。(残月×4回)
利 用 回 数	年48回
申 込 み 先	健康福祉課福祉介護支援係 (TEL 35-7030)

(6) 一人暮らし高齢者会食交流会

利用できる方	外出する機会が少ないひとり暮らし高齢者
内 容	社会福祉センターに集い、民生委員手作りの昼食やレクリエーションを通して、健康の保持と交流を行います。
実 施 回 数	年8回 (実施月の第3金曜日)
利 用 料 金	昼食代として300円 (お出かけ時、ものづくり材料代は別途)
窓 口	三川町社会福祉協議会 (TEL 66-4410)

(7) 通院送迎サービス

利用できる方	三川町社会福祉協議会の会員であり、この事業の利用を登録するにあたり、社協賛助会費を納めていただける方 (社会福祉協議会費2,500円と賛助会費3,000円)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 出かけることが困難なひとり暮らし高齢者などを対象に、通院のための交通手段を提供します。(福祉タクシー券利用の方は除きます。) 1ヶ月前から5日前までに要予約 (予約時間: 平日の9時~17時) 利用は原則月1回
運 行 区 間	庄内地域
運 行 時 間	月曜日~金曜日までの9時00分~15時00分(祝祭日を除く)
申 し 込 み 先	三川町社会福祉協議会 (TEL 66-4410)

(8) 冬期間の見守り援助活動事業

利用できる方	三川町に在住する、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者で除雪などの作業ができにくい状況にある高齢者等 (登録が必要)
内 容	除雪などの作業ができにくい世帯に対し、除雪機による除雪や雪下ろし作業を行います。作業は、三川町シルバーハウスに委託します。
費 用	除雪は、500円/30分 (交通費・事務費は、三川町社会福祉協議会で負担)
窓 口	三川町社会福祉協議会 (TEL 66-4410)

6. その他の支援

(1) 成年後見制度利用支援事業 (成年後見町長申立て手続き及び費用等の助成)

内 容	1. 家庭裁判所への後見開始等町長申立て手続き及び費用の負担 2. 家庭裁判所への審判請求費用の助成 3. 成年後見人等への報酬の助成 助成上限額 ⑦在宅で生活している場合 月額28,000円 ⑦入院または長期入院している場合 月額18,000円
利用できる方	本町に住所を有し、認知症高齢者、知的障害または精神障害等により判断能力が不十分である方で、次の状況にあると認められる方 ① 町長による審判申立て手続きを行う方 成年後見制度の利用が必要と判断されるものの、親族による審判申立てが見込めない方 ② 審判請求費用及び報酬の助成の対象者 ⑦生活保護法に規定する被保護者 ⑦住民税非課税世帯であり、かつ、資産及び収入等の状況から⑦に準ずると認められる者 ※後見人等が配偶者又は四親等以内の親族であるときは、報酬の助成対象者とはしません。
窓 口	成年後見制度利用促進中核機関<地域包括支援センター> (TEL 35-7031)

(2) 福祉タクシー券の支給

利用できる方	療育手帳所持者。身体障害者手帳（1級～4級）所持者。ただし、下肢障害、体幹障害、視覚障害、内部障害（心臓・腎臓など）に限ります。
内 容	福祉タクシー券（タクシー乗車料金の初乗料金相当額（700円）を助成するチケット）を年48枚まで利用できます。
助 成 金 額	1回の乗車につき1枚（700円）
利 用 枚 数	年48枚（月4枚）まで … 片道で1回の利用になります。
申 し 込 み 先	健康福祉課福祉介護支援係（TEL 35-7030）

(3) 心配ごと相談

内 容	日常生活における心配ごとの相談に応じます。また、司法書士による特別無料相談会を年4回開催します。
実 施 場 所	三川町社会福祉センター
実 施 日 時	月曜日～金曜日（祝日を除く。）8時30分～17時00分
相 談 員	三川町社会福祉協議会職員
窓 口	三川町社会福祉協議会（TEL 66-4410）

(4) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

利用できる方	福祉サービスを利用されている方で、認知症等高齢者・知的・精神障がい者等であって、判断能力が不十分なことから福祉サービスの利用方法がわからなかったり必要な預貯金の出し入れや書類の管理ができないなど日常生活に不安のある方。
内 容	福祉サービスを利用する際のお手伝いや、日常的な金銭管理のお手伝いをします。
窓 口	三川町社会福祉協議会（TEL 66-4410）

(5) 歳末たすけあい募金配分事業

対 象 世 帯	歳末たすけあい配分委員会で決定した対象世帯
内 容	歳末たすけあい募金の配分
実 施 時 期	12月
窓 口	三川町社会福祉協議会（TEL 66-4410）

(6) 山形県社会福祉協議会生活福祉資金貸付

利用できる方	三川町在住者で低所得世帯の方
内 容	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、生活資金などの貸付など。 《連帯保証人が必要です。》 ※連帯保証人がいない場合は有利子となります。 「生活困窮者自立支援制度」の自立相談支援機関の支援を受けていただく場合があります。
実 施 日 時	月曜日～金曜日（祝日を除く。）8時30分～17時00分
窓 口	三川町社会福祉協議会（TEL 66-4410）

(7) 三川町福祉資金貸付

利用できる方	三川町在住者で低所得世帯の方
内 容	生活資金の貸付（20万円を限度として無利子貸付） 《連帯保証人が必要です。》
実 施 日 時	月曜日～金曜日（祝日を除く）8時30分～17時00分
窓 口	三川町社会福祉協議会 TEL 66-4410

(8) サロン実施町内会施設整備補助金

対 象 団 体	サロン実施町内会
内 容	サロンを実施する町内会に施設の環境整備に要する費用総額の1/2以内の範囲の額（上限5万円）を補助する。補助は1回のみです。
窓 口	三川町社会福祉協議会 (TEL 66-4410)

(9) ミニサロン事業

利用できる方	三川町在住の高齢者
内 容	町内会など地域の中にキーパーソンを置き、その地域にあった内容、回数・参加人数でサロンを開催する団体等に経費の一部を助成します。
実 施 場 所	サロンを実施する町内会の公民館、社会福祉センター等
窓 口	三川町社会福祉協議会 (TEL 66-4410)



